

# 授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定校への派遣留学生 募集要項（一次募集：2027年1月～6月出発分）

授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定に基づいて本学の学部又は大学院に在籍しつつ、1年以内の1学期又は複数学期の間、海外の大学で教育を受けて単位を取得又は研究指導を受ける交換留学生を募集する。

## 1. 応募資格

- ① 本学の学部又は大学院の正規課程に留学期間が終了するまで在籍する者
- ② 留学期間が1学期以上1年以内の者
- ③ 休学することなく留学する者で、部局長の推薦を受けた者
- ④ 本学での授業・試験日程、就職活動、卒業までの履修計画、その他各自の予定等を応募前に十分確認した上で参加が可能な者
- ⑤ 自ら情報収集・判断をして手続きを進めることができる者
- ⑥ 本学の代表であるという自覚を持って留学を最後まで全うできる者
- ⑦ 応募後に特別な事情を除き個人的な理由で辞退しない者
- ⑧ 本留学への参加がそれぞれの課程（学部・修士・博士・専門職・五年一貫制博士）において合計が下記期間を超えない者
  - ※1度目：2学期制の1学期間→2度目：2学期制の1学期間／3学期制の2学期間まで
  - ※1度目：3学期制の1学期間→2度目：2学期制の1学期間／3学期制の2学期間まで
  - ※1度目：3学期制の2学期間→2度目：2学期制の1学期間／3学期制の1学期間まで
  - ※1度目：2学期制の2学期間／3ヶ月期制の3学期間→2度目の応募不可
- ⑨ 過去に本留学に参加したことがある場合は、所定の期限までに報告書と派遣先大学の成績証明書の提出、および対面での帰国報告が完了している者
- ⑩ 別途誓約書に定める事項を遵守できる者
- ⑪ 派遣先大学の応募資格を満たす者
  - ※英語での留学を希望する場合は必ず TOEFL iBT または IELTS のスコアが必要となる。
  - ※但し、学内応募時点で語学要件を満たしていない場合であっても、以下の要件を満たすことで学内応募を認める。

### 【主に留学先での学習・研究に英語を使用する場合】

TOEFL iBT 4 (2026年1月20日までの受験スコアの場合は72) または IELTS 5.5 以上のスコアを有する者。

必ず TOEFL iBT (Test Taker Score Report) または IELTS (Test Report Form) のスコアの写しを提出すること。 その他のスコア (TOEFL ITP、TOEIC、英検、教員による語学力証明書または推薦書等) や2026年4月末時点で有効でないスコアは、一切受け付けない。オンライン画面のスクリーンショットでも応募を認めるが、氏名、受験日、Appointment Number (TOEFL iBTの場合) または Test Report Form Number (IELTSの場合) の確認ができる。

### 【主に留学先での学習・研究に英語以外を使用する場合】

有効期限内の公式証明書の原本又は本学常勤教員による語学力証明書（様式3-1使用）の原本を提出できる者。ただし、協定校出願時には公式証明書の提出を求められることがある。

## 2. 条件および留意事項

- **応募後の希望大学の変更は一切認められない**ため、よく考えて希望大学を選ぶこと。
- 本学からの派遣可能人数に上限があり、学内選考後に辞退すると他の学生の留学機会損失につながるため、**応募後に辞退することのないよう十分注意すること**。辞退した場合は次回以降の

- 応募に影響が出る可能性があることを留意すること。
- GPA 基準や学科・専攻ごとに異なる語学要件を設けている大学や、受け入れ学部・開講科目等に制限を設けている大学もあるため、単位認定や奨学金応募等の関係で受講希望科目等がある場合は、事前に協定校に確認すること。
  - 協定校一覧の備考欄等に「推奨」と書かれている大学で、その条件を満たしていないが応募を希望する場合は、協定校に応募資格があるか事前に確認しておくこと。国際教育交流課の締切までに回答が得られない場合も応募は認めるが、協定校での審査の際に加味される可能性があること、その結果受け入れ不可となる可能性もある旨留意すること。大学院生は、協定校によっては受け入れ不可である場合や、学部科目のみ受講可能であるなど、制約が設けられていることがあるため、事前に協定校に確認すること。
  - 博士後期課程の学生は、科目履修か研究かに関わらず、大学間交換留学生として出願が可能か応募前に協定校に確認すること。国際教育交流課の締切までに回答が得られない場合も応募は認めるが、国際教育交流課から協定校へ確認はしないため、推薦後に出願が認められない可能性もある旨留意すること。
  - 外国籍の学生は、自国の協定校への留学が認められない場合があるため、応募前に協定校に確認すること。国際教育交流課の締切までに回答が得られない場合も応募は認めるが、出願が認められない可能性もある旨留意すること。
  - 卒業年次に出発する学生は、留学先での成績証明書が年度内に受領できず、卒業までに単位認定が間に合わない可能性があるため、十分注意すること。
  - 最終的な留学の可否は、派遣先大学が決定するため、**学内で出願が認められても必ずしも留学できるとは限らない**（相手大学の事情、本人の語学力、履修科目、成績などさまざまな理由で受け入れ不可・変更になることがある）。
  - 協定校の語学要件は、協定校の事情等により募集時から変更になることがあるため、留意すること。
  - 希望した学部・研究科等での受け入れや科目等を履修できない場合もあるため、柔軟に対応すること。
  - ビザ・住居・保険・航空券の手配に関しては自身で行うこと。
  - 派遣先国における入国制限、外務省による危険情報・感染症危険情報の発出状況や、本学を代表する交換留学生として相応しくない行き、または健康で安全な交換留学の継続が困難であると派遣先大学もしくは本学より判断された場合等により、本学が留学中止や留学時期の変更を指示する場合があるため、留意すること。

### 3. 派遣先大学及び募集人員

別紙「大学間学生交流協定校一覧」のとおり（※「海外留学の手引き」に掲載の「大学間学生交流協定校一覧」とは異なるので注意すること）

### 4. 応募方法および応募書類

#### 【応募方法】

- (1) オンライン申請の URL およびログインに必要な ID・パスワードを所属学部・研究科の教務担当掛を通じて入手し、オンライン申請を行う。
- (2) オンライン申請画面から出力した参加申込書と共に申請書類一式（顔写真はアップロードのみ）を所属学部・研究科の教務担当掛へ提出すること。

＜注意事項＞

※オンライン申請完了時に自動配信メールで届くログイン ID (数字5桁) と自分で作成したパスワードは、派遣決定後に同システムの STEP2 にて渡航情報入力の際に必要となるので、必ず保管しておくこと（教務担当掛で入手するログイン ID・PW とは異なるので注意すること）。

### 【申請書類】

	申請書類	提出先	備考
①	顔写真	オンライン申請でアップロード	・脱帽・無背景
②	参加申込書	所属学部・研究科教務担当掛	・オンライン申請より D L ・申請者の署名要
③	学科・専攻等の長または指導教員等の推薦書	所属学部・研究科教務担当掛	・A 4 自由形式 ・推薦者の手書き署名又は押印要(電子署名の場合は押印要) ・日本語・英語以外は和訳要 ・巻封不要 ・宛名不要
④	学業成績証明書	所属学部・研究科教務担当掛	・学部 1 年次から 2025 年度後期まで (他大学在籍分も含む) ・成績評価基準の記載要 ・日本語・英語以外は和訳要
⑤	語学力証明書	所属学部・研究科教務担当掛	・英語は写し ・英語以外は原本 (教員による語学力証明書を提出する場合は様式 3-1 使用、手書き署名又は押印入り原本 (電子署名の場合は押印要))
⑥	志望動機書	所属学部・研究科教務担当掛	・日本語 ・電子入力 ・様式 1-1 使用
⑦	交換留学申請書類チェックシート	所属学部・研究科教務担当掛	

- ※ 詳細については、「交換留学申請書類チェックシート」を必ず確認すること
- ※ 提出書類の不備・不足は選考対象外となる場合があるため、必ず提出前に確認すること

### 5. 応募締切

締切は、所属学部・研究科によって異なる。応募は、所属学部・研究科を通じてのみ受け付けるため、必ず締切と提出方法を所属学部・研究科に確認すること。国際教育交流課の締切後の追加提出・差替えは、一切受け付けない。

### 6. 面接の実施

必要に応じて面接を行う場合がある。実施する場合のみ、応募者に直接連絡する。

### 7. 協定校への出願可否等の決定

- 学内選考では申請書類の内容をふまえ総合的に判断する。学内選考の結果については、2026年6月中に各応募者の所属部局長へ通知する。  
個別の結果通知に関する問い合わせは受け付けない。
- 選考結果は、**推薦・条件付き推薦(語学要件未達等)・非推薦**のいずれかにより通知する。語学要件未達で条件付き推薦となった者は、派遣先大学出願締切日の約3ヵ月前(別途国際教育交流課より通知する)までに、語学要件を達成した証明書(英語は写し、英語以外は原本)を提出することが推薦の条件となる。

例) サウサンプトン大学（9月開始）の場合

結果通知（6月）→ノミネーション（3/15〆）→派遣先大学へ出願（5/15〆）→入学許可（7月頃）

※「条件付き推薦」の者は、2/15までに語学要件を達成した証明書を提出すること

## 8. 費用

本学の授業料を納付することにより、留学先での授業料は徴収されない。ただし、ビザ申請料・保険料・航空券・住居費・食費等の生活費については自己負担となることを予め理解しておくこと。生活費の目安は協定校のホームページやファクトシート等で各自確認すること。また、協定校によっては手数料等を徴収するところもあるため、留意すること。

### ● 海外旅行保険

渡航期間中は必ず救援費・治療費が無制限の日本の海外旅行保険（原則「学研災付帯海外留学保険」）に個人で自己負担にて加入すること（「学研災付帯海外留学保険」の場合、半年の留学：7万円程度、1年間の留学：15万円程度）。

留学先によっては、指定された保険への加入が義務付けられていることがある。その場合は、日本の海外旅行保険と現地の保険の両方に加入する必要がある。

### ● 経済的支援

#### 【財団による奨学金】

財団による留学のための奨学金（大学推薦・個人応募の両方）の募集については以下のリンク先で随時更新されるため、各自で早目に準備しておくこと。

<https://studyabroad.opir.kyoto-u.ac.jp/scholarships/>

#### 【JASSO の海外留学支援制度（協定派遣）】

JASSO（日本学生支援機構）の海外留学支援制度（協定派遣）の募集については、出発年度に本プログラムがJASSOに採択された場合のみ、学内選考通過者全員に、春学期（1～6月）出発者は10月頃に、秋学期（7～12月）出発者は4月頃に国際教育交流課より希望聞き取りを行う。受給者はJASSOの成績基準を満たし、かつ自費のみで留学が困難な者から、学業成績および理由書に基づいて選抜される。

#### 【ご当地出身学生海外留学支援プロジェクト海外留学奨学金】

本学が地域同窓会（北海道、富山、石川、静岡、広島、岡山、福岡、香川の八地域）と連携し立ち上げた「ご当地出身学生海外留学支援プロジェクト」の一環としての奨学金で、一人30万円が支給される。本プロジェクトに参画する八地域に所在する高等学校を卒業した者を対象とする。応募についての詳細は別紙1を参照すること。

## 9. 交換留学渡航前の手続き

交換留学渡航に際し、以下の説明会への参加や届け等の提出を必須とする。不参加・未完了の者は、渡航を認めない。

- ① 出発者事前確認用回答フォームへの回答
- ② 交換留学渡航に際する誓約書の提出（国際教育交流課へ対面で提出）  
※学内選考通過後に提出の必要があるため、必ず応募前に内容を確認し、家族とも相談した上で申し込むこと
- ③ 海外渡航安全説明会への参加
- ④ 日本の海外旅行保険証書の写し提出（国際教育交流課へ対面で提出）

- ⑤ 海外渡航届（所属学部・研究科へ提出）、その他所属学部・研究科で必要な諸手続き
- ⑥ オンラインシステム（STEP2）を通じて、海外旅行保険情報、渡航・帰国予定、保証人情報の入力

## 10. 留学後の報告

派遣留学生は帰国後、期限までに以下の書類を提出すること。派遣先大学の成績証明書が国際教育交流課へ届いた場合は、報告書の提出が完了していることが確認でき次第、所属学部・研究科を通じて渡される。報告書を提出しない場合は、今後の留学関連プログラムへの応募を認めないことがある。なお、セメスター終了後1ヵ月以内に国際教育交流課にメールで報告書の提出をし、さらに帰国後1ヵ月以内に国際教育交流課に対面で帰国報告をすること。

- ① 交換留学報告書（様式2-1）※セメスター終了後1ヵ月以内にメールで提出
- ② 帰国報告 ※帰国後1ヵ月以内に対面で報告
- ③ 派遣先大学の成績証明書 ※発行され次第速やかにメールで提出

また、本学が実施するアンケートや留学体験に係る広報・イベント等に積極的に協力すること。

問い合わせ先：  
学務部国際教育交流課 海外留学掛  
飯田  
[outbound.exchange@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp](mailto:outbound.exchange@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)  
※問い合わせはメールにてお願いします

## ご当地出身学生海外留学支援プロジェクト海外留学奨学金の応募について

本次募集に応募し、かつ指定の地域に所在する高等学校を卒業した者は、「ご当地出身学生海外留学支援プロジェクト海外留学奨学金」への応募資格があります。本奨学金の応募に関する詳細は、該当の本次募集の応募者に対し、2026年中（予定）に国際教育交流課より別途案内をいたします。応募を希望する学生は、別途共有される申請フォームから申込を行ってください。

### （趣旨・目的）

京都大学が地域同窓会（北海道、富山、石川、静岡、広島、岡山、福岡、香川の八地域）と連携して「ご当地出身学生海外留学支援プロジェクト」を立ち上げ、当該プロジェクトの一環として実施するクラウドファンディングを通して集まった寄附金を活用し、本学学生へ海外留学のための返済不要な給付型奨学金として支給することで、本学学生の海外留学促進に寄与します。

### （支援の対象となる留学）

「授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定校への派遣留学生募集要項」に基づき募集する留学期間が1学期以上の留学

### （応募資格・条件）

- ① 「授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定校への派遣留学生募集要項」に基づき募集される交換留学に応募をし、「推薦」もしくは「条件付き推薦」として学内選考結果を通知された者、もしくは本奨学金に応募時点で募集中の交換留学に応募中の者
- ② 「ご当地出身学生海外留学支援プロジェクト」に参画する八地域に所在する高等学校を卒業した者

### （採用人数）

各対象同窓会地域につき、原則1名

### （奨学金支給額）

30万円（1回のみ）

※日本にある本人名義の口座へ振込します。

※奨学金は、原則として、渡航前に一括で支給しますが、渡航時期によっては、渡航前ではなく留学中に支給する可能性があります。

#### (応募方法と選考プロセス)

- ① 交換留学応募者のうち該当者を対象に、国際教育交流課から応募のための申請フォーム等の詳細をお送りしますので、応募を希望する場合は、申請フォームへの必要事項の入力と、以下の書類を提出していただきます。

<奨学生申請フォーム> (URL は該当者へご連絡します)

- ・ 出身高等学校の卒業証書もしくは卒業証明書（写）

- ② 国際教育交流課において、申請内容を確認のうえ、奨学生を決定します。

※ただし、学内選考の「条件付き推薦」の場合は、国際教育交流課の指定する期日までに協定校の求める語学要件を満たさなければ、協定校への推薦を行わないことに加え、本奨学生としての権利も失います。

#### (奨学生の責務)

- ① 国際教育交流課から指示のある交換留学派遣学生に求められる各種手続き等に加え、寄附による支援を行った地域同窓会への報告書を作成すること。
- ② 支援を行った地域同窓会の総会へ原則参加をすること。イベント等への協力を求められた場合は積極的に応じること。

※ただし、会場までの交通費は本学成長戦略本部から支給します。

#### (留意事項)

- ・ 予算等の事情により、本奨学生の募集を行わない場合があります。
- ・ 他の奨学生との併給は可とします。ただし、他の奨学生側で本奨学生との併給が不可とされる場合もありますので、併給条件を事前によく確認のうえ、申請してください。
- ・ 以下の場合、奨学生の一部又は全額の返還を求める場合があります。
  - 交換留学報告書、奨学生報告書、および派遣先大学の成績証明書を期限内に提出しない場合
  - 「大学間学生交流協定に基づく交換留学誓約書」に記載した内容に反していることが判明した場合
  - 「授業料等を不徴収とする大学間学生交流協定校への派遣留学生募集要項」に記載する事項に違反するなど不適切な事実が判明した場合
- ・ 学内選考通過後に、本人に瑕疵のない理由により交換留学への参加ができない可能性が生じた場合は、すぐに国際教育交流課海外留学掛および所属学部・研究科教務担当掛に相談してください。

京都大学地域同窓会による支援

ご当地出身学生  
海外留学支援プロジェクト  
海外留学奨学金

8つの地域  
が参加中！



北海道



石川



静岡



富山



広島



岡山



香川



福岡

対象者

- 大学間学生交流協定に基づく交換留学で協定校へ派遣される者  
(2027年1月～6月出発予定者)

対象者には、2026年11月以降に別途国際教育交流課より公募詳細案内予定

- 参加地域に所在する高等学校を卒業した者

支給額

- 30万円

本件担当

- 学務部国際教育交流課海外留学掛

koryusien@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

過去の公募情報を海外留学  
情報ポータルサイトに掲載  
していますので、参考にし  
てください！

